省　令

○総務省令第九十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十三条第一項、第百五条及び第百四十九条第四項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十二条第一項、第百九条の四第二項第二号ロ及び第五項、第百九条の七第二項及び第四項（これらの規定を同令第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第二項及び第四項（これらの規定を同令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。）並びに第百十条の四第二項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

総務大臣　山本　早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第十九条第六項中「全部の区域」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、当該選挙区の区域内の都道府県のうちいずれか一の都道府県の全部の区域）」を加える。

第二十一条中「第百六十九条第二項後段」を「第百六十九条第三項後段」に改める。

別記第十四号様式その一中「選挙長」の下に「・選挙分会長」を加える。

別記第二十七号様式その四備考3を同様式その四備考4とし、同様式その四備考2の次に次のように加える。

3　参議院合同選挙区選挙の選挙分会録は、この様式に準じて選挙分会長が調製するものとする。

別記第二十七号様式その九備考5を削り、同様式その九備考6を同様式その九備考5とする。

別記第二十八号様式中「都道府県〔何郡（市）町（村）〕」を「何」に改める。

別記第二十八号様式の六その一備考6及び同様式その三備考6中「参議院比例代表選出議員の選挙」の次に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

別記第二十八号様式の七備考4(1)ロ及び別記第二十八号様式の八備考4(1)ロ中「都道府県内」を「選挙区の区域内」に改める。

別記第二十八号様式の九その二備考4(1)中「選挙」の次に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同様式その三備考4(1)中「5（参議院合同選挙区選挙にあつては10）」に改める。

附　則

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）の施行の日から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、採石法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　島尻安伊子

採石法施行規則の一部を改正する省令

採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に、同項第二号中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に、同項第三号中「第三号」を「第四号」に、同項第五号中「申請人」を「申請者」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六　申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面

第八条の三第二項第六号中「第四号まで」を「第五号まで及び第七号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七　承継人（承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）の生年月日を証する書面

第八条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改め、「書面」の下に「及び第八条第二項第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面」を、「第四号まで」の下に「及び第六号（当該変更に係るものに限る。）」を加える。

第八条の十一及び第八条の十二中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改める。

様式第一から様式第六の二まで中「氏名」を「氏名（ふりがな）」に改める。

様式第七の備考に次のように加える。

3　法人の業務を行う役員若しくは業務管理者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務管理者の氏名にふりがなを付すこと。

様式第十三中「第32条の4第1項第5号ロ」を「第32条の4第1項第6号ロ」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年十二月二十六日）から施行する。

○経済産業省令第七十二号

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　島尻安伊子

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の四中「次の各号に掲げるものとする」を「一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関係をいう」に改め、同条各号を削る。

様式第十三の備考6中「及び特許請求の範囲」を削り、同様式の備考7中「あった」を「あつた」に改め、「明細書及び」を削る。

様式第六十一の四中「請求項の数」を「訂正の請求に係る請求項の数」に改め、同様式の備考1及び備考2を次のように改める。

1　「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第120条の5第9項（同法第174条第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。

2　「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第120条の5第9項（同法第174条第1項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1．設定登録の経緯」、「2．訂正事項」、「3．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

様式第六十二の備考4中「特許無効審判」の下に「又は訂正審判」を加え、同様式の備考5を次のように改める。

5　訂正審判を請求する場合にあつては、「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範